

## 海と水産資源は誰のものか

昨年末に国会で成立した漁業改革の関連法は水産資源の保護を徹底し、持続的な利用をめざしている。そのためには、天然の水産資源は「だれの所有物でもない」とする従来の考えを改め、国民共有の財産と認識すべきだ。

日本が加盟する国連海洋法条約は、海とその資源を人類共有の財産と位置づける。米国、欧州連合（EU）をはじめ海外の国・地域では海洋法を踏まえ、海や水産資源を国や国民の共有財産と法律などで定めるところが多い。

しかし、日本は歴史的に天然の水産資源をだれの所有物でもない「無主物」とし、漁獲することによって初めて人の所有下に置かれると解釈してきた。これでは「早くとったもの勝ち」の乱獲を起しやすい。

自民党の水産基本政策委員会で、水産資源を国民共有の財産とすれば、密漁や違法な漁業などを厳罰化する根拠になるとの意見もある。

改正漁業法は漁業権制度を見直し、漁業協同組合などの優先順位を法律で定めることをやめた。既存の漁業権者（漁協）が漁場を適切、有効に利用していない場合には自治体が漁業権を取り消すこともできるようにする。

本来であれば、漁業法もここで「水産資源はだれのものか」という基本理念にまで踏み込んで改正すべきだった。漁業法でなくても構わない。政府は水産基本法などでの規定を検討してほしい。

4月に施行された洋上風力発電を促進するための新法は、政府が適切と認めた事業者に最長30年の海域占有を認める。事業者はその代わりに、国に「占有料」を支払わなければならない。政府は海洋は国有財産であり、国民全体の財産であることを占有料徴収の根拠としている。

海が国民共有の財産であるならば、その恵みである水産資源も無主物でなく、国民のものと考えるのが妥当だ。水産資源も国、国民の共有財産という基本理念で持続的な利用につなげてもらいたい。